

藤沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○藤沢市屋外広告物条例 平成19年12月26日条例第23号</p>	<p>○藤沢市屋外広告物条例 平成19年12月26日条例第23号</p>
<p style="text-align: center;"><b>改正</b></p> <p style="text-align: center;">平成23年2月24日条例第37号 令和元年6月14日条例第3号 <u>令和7年3月7日条例第8号</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>改正</b></p> <p style="text-align: center;">平成23年2月24日条例第37号 令和元年6月14日条例第3号</p>
<p>藤沢市屋外広告物条例</p>	<p>藤沢市屋外広告物条例</p>
<p>(削除)</p>	<p><del>(標識票等)</del></p>
<p>(管理義務)</p> <p><del>第12条 広告物等を表示し、設置し、若しくは管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者（以下これらを「所有者等」という。）は、広告物等に関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</del></p>	<p><del>第12条 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等に、許可済みである旨並びに当該許可の有効期間及び番号を表示した標識票をはり付けておかなければならない。ただし、それらの事項を表示した許可印の押印を受けたものその他規則で定める処理を受けたものについては、この限りでない。</del></p>
<p>(管理義務)</p>	<p>(管理義務)</p>
<p>第13条 次各号のいずれかに該当する広告物等を表示し、又は設置する者は、特定屋外広告物安全管理者を置かなければならない。</p> <p>(1) 建築物の上部に突出する広告物等で、その高さが建築物の上部から4メートルを超えるもの</p> <p>(2) 高さが地上4メートルを超える広告塔又は広告板</p>	<p>第13条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、広告物等に関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(特定屋外広告物安全管理者の設置)</p>
<p>第14条 次各号のいずれかに該当する広告物等を表示し、又は設置する者は、特定屋外広告物安全管理者を置かなければならない。</p> <p>(1) 建築物の上部に突出する広告物等で、その高さが建築物の上部から4メートルを超えるもの</p> <p>(2) 高さが地上4メートルを超える広告塔又は広告板</p> <p>2 前項の特定屋外広告物安全管理者は、<u>規則で定める者</u>をもって充てなければならない。</p>	<p>第14条 次各号に該当する広告物等を表示し、又は設置する者は、特定屋外広告物安全管理者を置かなければならない。</p> <p>(1) 建築物の上部に突出する広告物等で、その高さが建築物の上部から4メートルを超えるもの</p> <p>(2) 高さが地上4メートルを超える広告塔又は広告板</p> <p>2 前項の特定屋外広告物安全管理者は、<u>神奈川県屋外広告物条例（昭和24</u></p>

改正後	改正前
<p>ればならない。</p>	<p><u>年神奈川県条例第62号) 第32条第1項各号のいずれかに該当する者</u>をもって充てなければならない。</p>
<p>3 第1項各号のいずれかに該当する広告物等を表示し、又は設置する者は、同項の規定により特定屋外広告物安全管理者を置いたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。特定屋外広告物安全管理者の氏名その他の届出に係る事項を変更したときも、同様とする。</p> <p>(変更及び継続の許可)</p>	<p>3 第1項各号のいずれかに該当する広告物等を表示し、又は設置する者は、同項の規定により特定屋外広告物安全管理者を置いたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。特定屋外広告物安全管理者の氏名その他の届出に係る事項を変更したときも、同様とする。</p> <p>(変更及び継続の許可)</p>
<p><b>第14条</b> 第7条第1項の許可を受けた後、その広告物の表示の内容に変更を加え、又はその広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定める場合を除き、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p><b>第15条</b> 第7条第1項の許可を受けた後、その広告物の表示の内容に変更を加え、又はその広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定める場合を除き、市長の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 第7条第1項の許可の期間が満了する日以後更に継続して広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、同日までに、市長の許可を受けなければならない。この場合において、当該許可の申請は、当該許可の期間が満了する日の30日前までに行わなければならない。</p>	<p>2 第7条第1項の許可の期間が満了する日以後更に継続して広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、同日までに、市長の許可を受けなければならない。この場合において、当該許可の申請は、当該許可の期間が満了する日の30日前までに行わなければならない。</p>
<p>3 第7条第2項から第5項までの規定は、前2項の規定による許可について準用する。</p> <p><u>(点検)</u></p>	<p>3 第7条第2項から第5項まで及び<b>第12条</b>の規定は、前2項の規定による許可について準用する。</p>
<p><b>第15条</b> <u>第7条第1項の許可(現に設置されている掲出物件に広告物を表示し、又は設置するものに限る。)</u>を受けようとする者又は前条第2項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、規則で定める者に点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物については、この限りでない。</p> <p>(許可の特例)</p>	<p>(追加)</p> <p>(許可の特例)</p>
<p><b>第16条</b> 市長は、第2条から第4条まで、第7条及び第9条から第11条までの規定にかかわらず、景観又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない広告物等で、やむを得ないと認めるものについては、当該広告物等の表示又は設置を許可することができる。</p>	<p><b>第16条</b> 市長は、第2条から第4条まで、第7条及び第9条から第11条までの規定にかかわらず、景観又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない広告物等で、やむを得ないと認めるものについては、当該広告物等の表示又は設置を許可することができる。</p>
<p>2 第7条第2項から第5項まで、<u>第12条、第13条、第15条</u>、次条及び第18</p>	<p>2 第7条第2項から第5項まで、<u>第12条から第14条まで</u>、次条及び第18条</p>

改正後	改正前
<p>条の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る広告物等が特別景観形成地区に係るものであるときは、あらかじめ、藤沢市都市景観条例第61条第1項の規定により設置された藤沢市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p>	<p>の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る広告物等が特別景観形成地区に係るものであるときは、あらかじめ、藤沢市都市景観条例第61条第1項の規定により設置された藤沢市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p>
<p><b>第19条</b> 市長は、第7条第1項、<b>第14条第1項</b>若しくは第2項又は第16条第1項の許可を受けた広告物等が良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の事項があったときは、その許可を取り消し、又は広告物等<b>の所有者等</b>に対して、5日以上を期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。</p>	<p><b>第19条</b> 市長は、第7条第1項、<b>第15条第1項</b>若しくは第2項又は第16条第1項の許可を受けた広告物等が良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の事項があったときは、その許可を取り消し、又は広告物等<b>を表示し、若しくは設置する者若しくはこれらを管理する者</b>に対して、5日以上を期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。</p>
<p>2 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物等があるときは、広告物等<b>の所有者等</b>に対して、これらの表示又は設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(報告及び立入検査)</p>	<p>2 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物等があるときは、広告物等<b>を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者</b>に対して、これらの表示又は設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(報告及び立入検査)</p>
<p><b>第26条</b> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等<b>の所有者等</b>に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、当該広告物等の存する土地若しくは建築物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。</p>	<p><b>第26条</b> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等<b>を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者</b>に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、当該広告物等の存する土地若しくは建築物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。</p>
<p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(罰則)</p>	<p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(罰則)</p>
<p><b>第30条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処す</p>	<p><b>第30条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処す</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(1) 第2条から第4条までの規定に違反して、広告物等を表示し、又は設置した者</p> <p>(2) 第7条第1項の許可を受けないで、広告物等を表示し、又は設置した者</p> <p>(3) <u>第14条第1項</u>又は第2項の規定に違反した者</p> <p>(4) 第18条第1項の規定に違反して、広告物等を除却しなかった者</p> <p>(5) 第19条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>(削除)</p> <p>(両罰規定)</p> <p><b>第32条</b> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前2条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>る。</p> <p>(1) 第2条から第4条までの規定に違反して、広告物等を表示し、又は設置した者</p> <p>(2) 第7条第1項の許可を受けないで、広告物等を表示し、又は設置した者</p> <p>(3) <u>第15条第1項</u>又は第2項の規定に違反した者</p> <p>(4) 第18条第1項の規定に違反して、広告物等を除却しなかった者</p> <p>(5) 第19条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者</p> <p><del>第32条 第12条の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。</del></p> <p>(両罰規定)</p> <p><b>第33条</b> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前3条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市屋外広告物条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る広告物について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。